

ちょっと気になるデータ解説

高年齢者の雇用をめぐる現状

本年4月から施行される改正高年齢者雇用安定法(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律)では、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止など、希望者全員に65歳までの雇用を確保する施策が実施される(1)。企業と、そこに勤務する定年に達した人の状況はどうなっているのだろうか。

2012(平成24)年10月公表の厚生労働省「高年齢者の雇用状況」集計結果(2)では、同年6月1日現在の状況をまとめている。改正高年齢者雇用安定法が定める雇用確保措置(3)を実施済の企業の割合は、集計対象企業の97.3%(13万6561社)であり、前年から1.6ポイント上昇している。

雇用確保措置の実施済企業の割合について企業規模別に最近の推移をみると、大企業(301人以上規模)は2006年の94.4%から12年には99.4%(前年から0.4ポイント上昇)となったのに対し、中小企業(51~300人規模)では06年の82.0%から12年には97.8%(前年から1.7ポイント上昇)と、中小企業において上昇が目立っている。

集計対象企業全体のうち、「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は48.8%(6万8547社、前年から0.9ポイント上昇)となった。企業規模別にみると、中小企業(31~300人規模)では51.7%(6万4987社)、大企業では24.3%(3560社)となっており、中小企業において割合が高くなっている。

雇用確保措置の実施済企業について、措置の内訳ごとに実施状況をみると、「定年の定めの廃止」を行った企業は2.7%(3741社)、「定年の引き上げ」を行った企業は14.7%(2万107社)、「継続雇用制度の導入」を行った企業は82.5%(11万2713社)となっており、継続雇用制度の導入を実施した企業が多くなっている。

継続雇用制度については、高年齢者雇用安定法の改正によって、4月以降、それまで可能だった「労使協定で定める基準により継続雇用の対象者を限定することができる仕組み」を廃止し、希望者全員が対象とされることになっている(4)。しかし、昨年6月時点では、継続雇用制度の導入を行った11万2713社のうち、「継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていない企業」は42.8%(4万8205社)にとどまり、「継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めている企業」が57.2%(6万4508社)と多くなっている。

では、実際に定年年齢に到達した人の状況はどのようになっているだろうか。集計対象企業14万367社に勤めていた定年到達者(5)の総数は43万36人であり、このうち「継続雇用を希望しなかった人」は24.8%(10万6470人)、「継続雇用を希望した人」は75.2%(32万3566人)だった。「継続雇用を希望した人」のうち、実際に継続雇用された人は31万6714人(全体の73.6%)、「継続雇用を希望したが基準に該当しなかったこと等による離職者」は6852人(全体の1.6%)だった。

ここで、継続雇用制度を導入した企業に勤めている定年到達者についてみると、前述の「継続雇用制度対象者を限定する基準」を定めていない企業(4万8205社、定年到達者11万7592人)では、定年到達者に占める継続雇用希望者の割合が81.7%(9万6084人)だったのに対し、この基準を定めている企業(6万4508社、定年到達者26万8894人)では、継続雇用希望者の割合は72.5%(19万4998人)にとどまった。さらに、基準を定めていない企業では、「継続雇用を希望した人」のうち、「基準に該当しなかったこと等による離職者」は249人(継続雇用希望者の0.3%)だったが、基準を定めている企業では、「基準に該当しなかったこと等による離職者」は6111人(継続雇用希望者の3.1%)にのぼっており(表)、基準の有無によって大きく異なる結果となっている。

(調査・解析部主任調査員 吉田和央)

- (1) 詳しくは、政府広報オンラインの制度解説 <http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/201111/seido/teinenhikiage.html>などを参照されたい。
- (2) 高年齢者雇用安定法に基づき、企業は毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を報告することを義務づけられている。2012年の集計では、報告のあった全国の企業(常時雇用する労働者31人以上)14万367社を対象としており、このうち31~300人規模の中小企業は12万5708社、301人以上規模の大企業は1万4659社となっている。なお、51~300人規模(7万9299社)の集計データも過去の結果との比較のため用いられることがある。
- (3) 定年を65歳未満としている事業主は、①定年の定めの廃止②定年の引き上げ③継続雇用制度の導入——のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じることが義務づけられる。
- (4) 厚生年金の報酬比例部分の受給開始年齢に到達した以降の人を対象に、この基準を引き続き利用できる経過措置(12年間)がある。
- (5) 調査時点より過去1年間(2011年6月1日~12年5月31日)に定年年齢に達した人。

表 定年到達者等の状況(継続雇用制度導入企業)

単位:人、%

| | 継続雇用を希望した人 | 継続雇用者 | 継続雇用を希望したが基準に該当しなかったこと等による離職者 |
|---------------------------------------|------------------|-----------------|-------------------------------|
| 31人以上規模企業合計 | 323,566 (100.0%) | 316,714 (97.9%) | 6,852 (2.1%) |
| 継続雇用制度(基準なし)により確保措置を講じている企業 [48,205社] | 96,084 (100.0%) | 95,835 (99.7%) | 249 (0.3%) |
| 継続雇用制度(基準あり)により確保措置を講じている企業 [64,508社] | 194,998 (100.0%) | 188,887 (96.9%) | 6,111 (3.1%) |